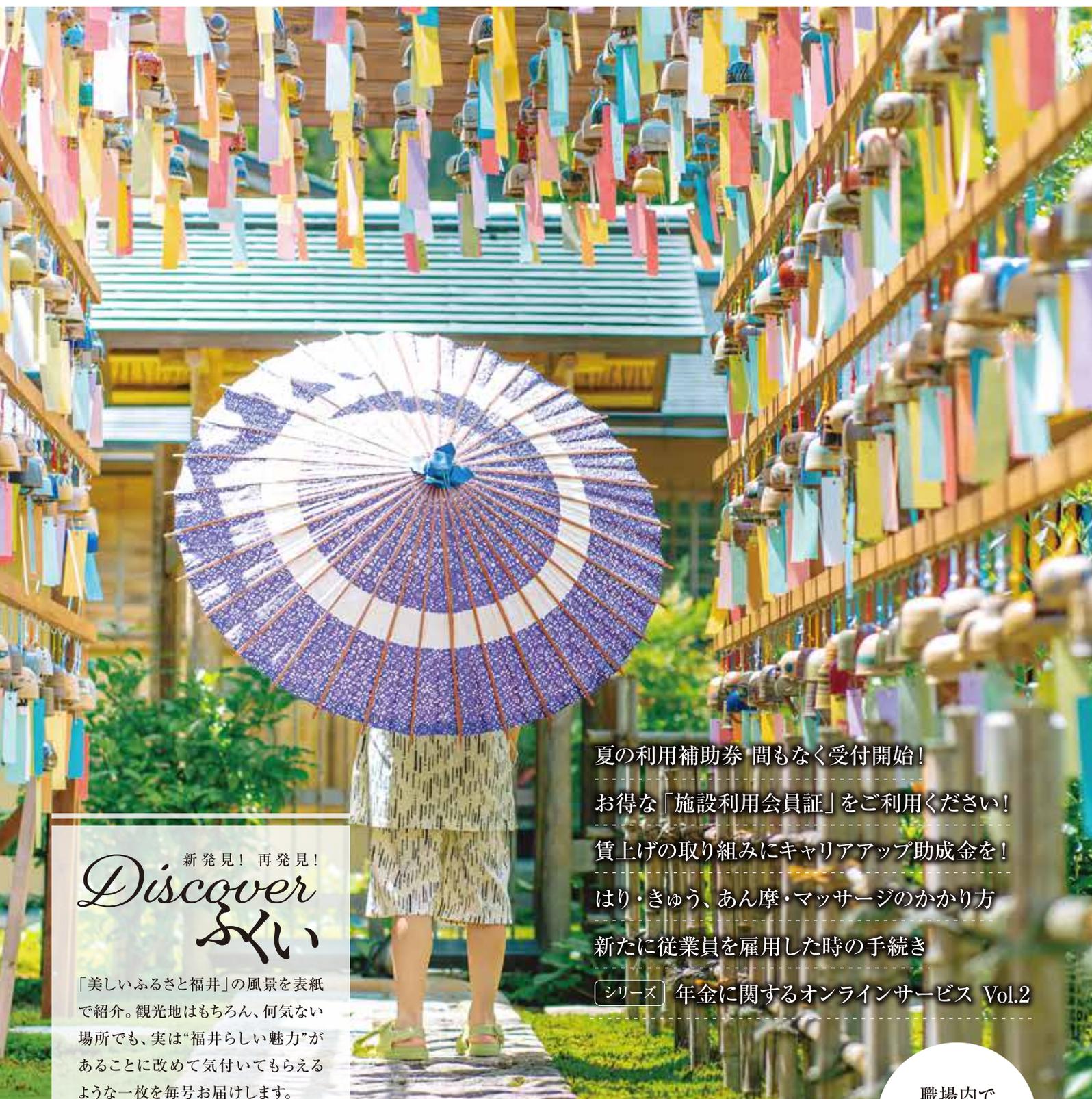


社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

ふくふ 6・7 2024 月号



新発見！再発見！  
*Discover*  
ふく

「美しいふるさと福井」の風景を表紙で紹介。観光地はもちろん、何気ない場所でも、実は“福井らしい魅力”があることに改めて気付いてもらえるような一枚を毎月お届けします。撮影地などの詳細は裏表紙へ！

夏の利用補助券 間もなく受付開始！

お得な「施設利用会員証」をご利用ください！

賃上げの取り組みにキャリアアップ助成金を！

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

新たに従業員を雇用した時の手続き

シリーズ 年金に関するオンラインサービス Vol.2

職場内で  
回覧しましょう

7月4日(木)受付開始!

# 夏の施設利用補助券 もうすぐ受付が始まります!!



事業主様をはじめ、被保険者の方やそのご家族にご利用いただける福利厚生事業として、今年も温泉と海の家利用補助券がご利用いただけます。皆様からのお申し込みをお待ちしています。

## ① けんこうの湯(夏季)利用補助券

発行予定枚数  
11,000枚

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 令和6年7月13日～8月31日
- 対象施設
  - 三国温泉「ゆあぼーと」(坂井市)
  - ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
  - 鷹巣温泉「国民宿舍鷹巣荘」(福井市)
  - 越前温泉露天風呂「漁火」(越前町)
  - 越前温泉露天風呂「日本海」(越前町)
  - 河野シーサイド温泉「ゆうばえ」(南越前町)
  - ニューサンピア敦賀「つぬがの湯」(敦賀市)
  - 敦賀きらめき温泉「リラ・ポート」(敦賀市)
  - 御食国若狭おぼま「濱の湯」(小浜市)



## ② 海の家利用補助券

発行予定枚数  
6,000枚

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 令和6年7月13日～8月24日(予定)
- 対象施設
  - 三国サンセットビーチ(坂井市)  
※浜茶屋組合加入の店舗に限る
  - 鷹巣海水浴場(福井市)



7月4日(木)受付開始

### 申込方法

7月4日(木) 申込書ダウンロード開始!

- 当協会ホームページから申込書をダウンロード  
▼事業案内 > 福利厚生事業 > 各種補助券の発行 >  
▼「けんこうの湯(夏季)利用補助券」または  
▼「海の家利用補助券」>お申込はコチラ
- 宛先を記入し、返信用切手(右表参照)を貼った返信用封筒を同封し「福井県社会保険協会」(〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階)へ郵送(7月4日(木)の消印から有効)

### 注意!

- ・事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- ・先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- ・令和6年度の協会費が未納の事業所は利用できません。

- 上限枚数(被保険者数は前年12月20日現在の被保険者数)  
「けんこうの湯(夏季)」 「海の家」それぞれの上限枚数

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
1~3人	3枚	20~29人	20枚	70~99人	48枚
4~9人	8枚	30~49人	30枚	100~199人	60枚
10~19人	15枚	50~69人	42枚	200~299人	80枚
				300人以上	100枚

- 返信用切手料金

枚数	切手料金	枚数	切手料金
20枚まで	84円	110枚まで	140円
40枚まで	94円	150枚まで	210円
		200枚まで	250円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

旅行や出張が、お得に！便利に！

# 「施設利用会員証」をご利用ください！

会員事業所様向けの施設優待事業として、以下の施設を利用される場合に、宿泊料金の割引等が受けられる「施設利用会員証」を発行しています。

新たな施設も追加されましたので、職場や家族での旅行や出張、事業所での会議・研修などにぜひご利用ください。

施設利用会員証を希望される場合は、当協会ホームページから「施設利用会員証」申込書をダウンロードし必要事項を記入して、返信用封筒（送付先の住所・宛名を記入、申込書内表示の切手を貼付）を同封のうえ郵送でお申し込みください。



会員証の有効期限は  
令和8年(2026年)  
3月31日です！



全国で利用できる施設は  
こちらから確認できます！



福井県内は以下の4施設!!

特典

宿泊料金  
ランチ料金  
10%割引!

※既定の料金から10%割引

〈優待利用対象者〉  
会員事業所に  
勤務されている従業員と  
その家族、同伴者

ペット同伴部屋も完備!

ルポの森

福井市市波38-2  
TEL. 0776-96-7071



夕日の見える海鮮宿  
大平庵

坂井市三国町  
宿3-12-22  
TEL. 0776-43-1977



利用方法

①電話予約

利用者が直接施設に「福井県社会保険協会の会員である」ことを告げ、**利用当日に「施設利用会員証」を施設受付に提示。**

②ホームページ予約

利用者が直接、各施設の公式ホームページへアクセスし、備考欄に必ず「福井県社会保険協会」と入力。**利用当日に「施設利用会員証」を施設受付に提示。**

決済方法

いずれの場合も**現地決済**となります。

特典

宿泊料金  
500円  
割引!

※大人料金のみ対象  
※割引除外日あり  
※他の優待との併用不可

高台にたたずむ癒しの湯宿  
あわら温泉 青雲閣

あわら市二面68-1  
TEL. 0570-550-078  
(予約センター)

福井市内を一望する展望大浴場  
亀の井ホテル 福井

福井市湊町43-17  
TEL. 0776-36-5793  
※「施設利用会員証」1枚につき4人まで優待



こちら2つの宿の  
優待内容の詳細は  
こちらから!



4施設とも利用当日は「施設利用会員証」を忘れずに!



お問い合わせ



一般財団法人 福井県社会保険協会

☎0776(53)8016

福井県社会保険協会

検索

# 年収の壁を超えて働ける職場づくりに キャリアアップ助成金がおすすめ!



「年収の壁」への対応として、中小企業・小規模事業者も含め、賃上げしやすい環境の整備に取り組むとともに、短時間労働者の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境を整備することが重要です。こうした取り組みによって、短時間労働者のキャリアアップ、処遇改善のみならず、人手不足への対応にもつながります。

## おすすめ助成金① キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の活用

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取り組みを行った事業主に助成します。

### (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 <b>20万円</b> ★
②賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取り組み	2年目 <b>20万円</b> ★
③賃金の18%以上を増額	3年目 <b>10万円</b>

★1、2年目は取り組みから6カ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

※本助成金については、2023(令和5)年10月1日から2026(令和8)年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

### (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額  
 ※(2)4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要  
 ※1年目に(1)①の取り組みによる助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取り組みによる助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)  
 (上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます)

## 社会保険の被保険者の要件を満たす方

- ①厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上\*である事業所の場合  
→ 週所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で、学生ではない者
  - ②100人以下\*の事業所の場合  
→ 週所定労働時間および月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者
- ※令和6年10月からは、①は51人以上、②は50人以下となります。お早めの活用・検討をおすすめします。

## おすすめ助成金② 「賃金規定等改定コース」の活用

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

	1人当たり助成額	
	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	<b>5万円</b>	<b>6.5万円</b>
大企業	<b>3.3万円</b>	<b>4.3万円</b>

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は、100人です。

- 賃金規定の他「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。
- 一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合は、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由(部門別等)に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

## おすすめ助成金③ 「正社員化コース」の活用

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等した場合に助成金を支給します。令和5年11月29日以降、拡充されました。

	1人当たり助成額	
	有期雇用からの転換	無期雇用からの転換
中小企業	<b>80万円</b>	<b>40万円</b>
大企業	<b>60万円</b>	<b>30万円</b>

加算措置

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は、20人です。

措置内容	1人当たり加算額
派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	<b>28.5万円</b>
正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所当たり1回のみ)	<b>20万円(大企業15万円)</b>
「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所当たり1回のみ)	<b>40万円(大企業30万円)</b>

## はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージにかかる場合、「協会けんぽ」からはり・きゅう師、あん摩・マッサージ師に対し、療養費として治療費の一部が支払われる場合があります。

健康保険の対象となる場合と、ならない場合については、以下をご確認ください。

健康保険の対象とならない場合は全額自己負担となります!



### 健康保険の対象となるのは?

【はり・きゅうの場合】下記 ①② 両方の要件を満たす場合のみ!

#### ① 対象となる傷病であること

<p><b>神経痛</b></p>	<p><b>リウマチ</b></p>	<p><b>五十肩</b></p>
<p><b>頸腕症候群</b></p>	<p><b>腰痛症</b></p>	<p><b>頸椎捻挫後遺症</b></p>

※神経痛・リウマチなど同じ性質の範囲と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

#### ② 医師がはり・きゅうの施術について同意していること

医師による適当な治療手段がなく(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等)、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合に限りです。

※初回申請時には、医師の同意書を添付してください。

### 【あん摩・マッサージの場合】

#### 医師が施術について同意していること

初回申請時には、医師の同意書を添付してください。

同意内容は、「筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要な場合」に限りです。

### 治療を受けるときの注意事項 「はり・きゅう」の場合は①～④、「あん摩・マッサージ」の場合は②～④

#### ① 医療機関との併用での施術は認められません!

はり・きゅうの施術について健康保険による給付を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合のみです。はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとはなりません!

※医師から薬やシップを処方された場合も治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとはなりませんのでご注意ください。

#### ② 定期的に医師の同意が必要です!

健康保険を使って継続して「はり・きゅうの施術」「あん摩・マッサージの施術」を受けるには、6カ月ごとに文書による同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません!

#### ③ 「療養費支給申請書」の内容を確認したうえで、必ず記入・押印してください。

「療養費支給申請書」は、施術を受けた方が施術費用の一部を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。傷病名・日数・金額などが記載されていますので、よく確認したうえで、ご自身で記入・押印願います。

#### ④ 領収証は必ずもらいましょう!

領収証は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

#### 「協会けんぽ」より治療内容についてお尋ねすることがあります!

はり・きゅう師、あん摩・マッサージ師の請求の中には、健康保険の対象とならない治療の請求や不適切な請求も一部に見受けられます。そのため、施術を受けたご本人宛てに、「協会けんぽ」より施術年月日や治療内容などを電話または文書で照会させていただくことがあります。

お忘れなく!

## 新たに従業員を雇用した時の手続き (厚生年金保険・健康保険の資格取得)

社会保険の適用事業所に常時使用される人は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、厚生年金保険は70歳・健康保険は75歳まで被保険者となります。

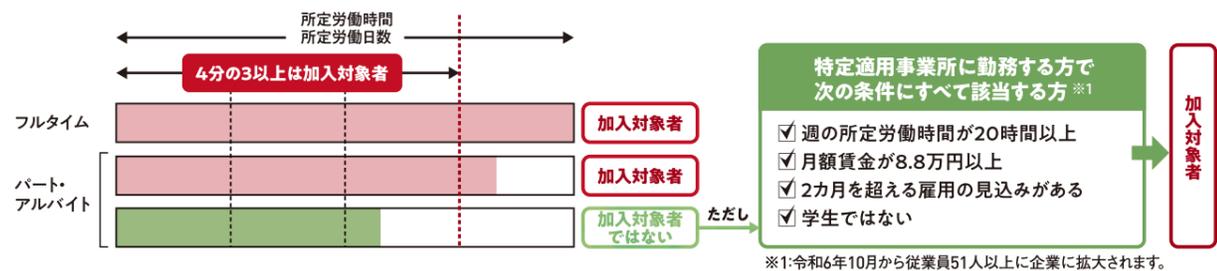
「常時使用される」とは、雇用契約の有無等とは関係なく、社会保険の適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるという使用関係が常有的にあること言い、事業主のみの場合も含まれます。

5日以内に  
「被保険者資格取得届」を  
届出してください!



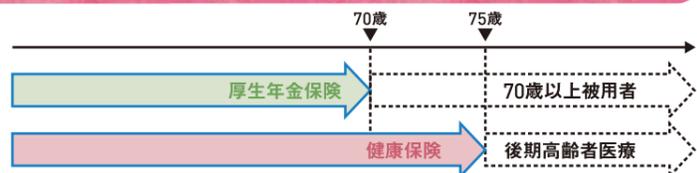
加入要件(加入対象者) パートタイマー・アルバイトの方も要件を満たせば被保険者の対象に!

- 法人の代表者、役員やフルタイムの従業員
- パートタイマー・アルバイトの方で、フルタイムの従業員の4分の3以上の所定労働時間および所定労働日数の方
- 特定適用事業所<sup>※1</sup>(従業員101人以上の企業)に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす従業員



加入要件(70歳以上の加入対象者) 厚生年金保険は70歳まで、健康保険は75歳まで!

- 70歳未満の人は、厚生年金保険・健康保険に加入
- 70歳以上75歳未満の人は、健康保険のみに加入
- 75歳以上の人は、後期高齢者医療に加入



手続き 70歳以上の方を雇用したときも使用関係が発生した日から5日以内に!

手続きはこちらの届書を使用



70歳以上の方を雇用した場合も届出が必要です! 「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」  
年金を受け取りながら給与も受け取り働く場合、老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額<sup>※2</sup>に応じて年金額が支給停止(全部または一部)される場合があります。  
このため、厚生年金保険の加入対象にならない70歳以上についても、「70歳以上被用者該当届」で報酬月額等を届出します。

届出忘れや届け出遅れにご注意ください!

届出忘れが後で分かった場合、さかのぼって届出していただくとともに、事実が発生した時からの保険料をお支払いいただくことになります。  
また、届出対象者が老齢厚生年金を受け取って入る場合、年金月額と総報酬月額相当額<sup>※2</sup>に応じて、さかのぼって既に支払われた年金を返納していただく場合があります。

※2: 総報酬月額相当額 = (月給:その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の賞与額 ÷ 12)

資格取得手続き時のお願い 本人確認の徹底を! 電子申請でコスト削減を!

資格取得時の本人確認の徹底

日本年金機構では、偽名による健康保険証の不正取得を防止するため、資格取得時の一層の適正化に努めています。  
事業主の皆様には、従業員の資格取得届の提出時に、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認の徹底をお願いします。



電子申請をご利用ください!

電子申請をご利用いただくことで、いつでもどこでもオンラインで申請ができ、紙による申請よりもスピーディかつ正確に処理されます。  
また、来所や郵送による申請に比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減できます。  
この機会にぜひ電子申請をご利用ください。



詳しくはココから動画もあります!



## シリーズ ~年金に関するオンラインサービス~

「ねんきんネット」でできる各種手続きや「オンライン事業所年金情報サービス」の内容についてお伝えします。

### Vol.2 オンライン事業所年金情報サービス

#### オンライン事業所年金情報サービスで受け取れる情報・通知書

e-Gov電子申請を起動後、GビズIDでログインし利用申し込みを行うことで、社会保険加入の事業所向けの各種情報・通知書をオンライン上で受け取ることができます。

##### 社会保険料額情報

月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。  
郵送で納入告知書が届く約1週間前に、社会保険料額を確認できます。

##### 被保険者データ

日本年金機構が提供している「届書作成プログラム」(無料)に取り込むことで、簡単に届書を作成できます。

NEW!

##### 保険料納入告知額・領収済額通知書

社会保険料を口座振替で納付いただいている事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。

令和6年1月から受け取れるようになりました!



※上記のほか、保険料増減内訳書・基本保険料算出内訳書・賞与保険料算出内訳書・決定 通知書を受け取ることができます。

#### オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット

##### 連絡不要で、定期的に受け取りが可能

一度申し込みをいただければ、定期的に情報・通知書をお送りします。これまでのように随時、電話等でご連絡いただく必要はありません。

##### 郵送より早く受け取り・確認が可能

例えば「被保険者データ」を希望される場合は、従来のCDの郵送によるデータ提供よりも、20日間程度早く受け取り・確認することができます。

##### いつでもどこでも確認が可能

24時間365日オンラインで、どこでも確認できます。また、関係者間での情報共有が容易になります。

##### 簡単に電子申請が可能

被保険者データを「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。



登録方法等については、日本年金機構のホームページをご確認ください!

オンライン事業所年金情報サービス 検索

登録してぜひご利用ください!



新発見！再発見！  
*Discover*  
ふくい

表紙の場所は…  
越前古窯博物館  
(越前町)

(公社)福井県観光連盟主催  
Instagramフォトコンテストより



撮影 / \_\_\_moc\_\_\_ さん

2023年にできた「陶の小路」。カラフルな陶ふうりに囲まれながら歩くことができ、写真撮影も華やかに。陶ふうりんならではの音色を楽しめるのも魅力です。

(2023年6月25日撮影)

(公社)福井県観光連盟  
公式Instagram



# 令和6年度社会保険協会費 ご納入ありがとうございました



令和6年度も引き続き社会保険協会事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度は、令和6年度社会保険協会費をご納入いただき、重ねて御礼申し上げます。

ご納入いただきました協会費は、令和6年度の広報活動、社会保険に関する制度普及啓発、会員事業所皆さまの健康増進と福利厚生事業の充実を図るために、大切に運用させていただきます。

また、協会費の納入には、便利で安全・安心な口座振替をぜひご利用ください。

協会事業に関するお問い合わせやご質問等は、ホームページの「お問い合わせ欄」をご利用ください。

## INFORMATION

### ●年金事務所相談のご案内(6~8月)

予約受付専用電話へ

時間 / 8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)  
は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み / 土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

### ●出張相談所も実施中

右の日時で開催します。  
ご利用の際は事前に  
年金事務所へお電話し  
予約受付をしてください。

(注) 12:00~13:00は休憩時間と  
させていただきます。

勝山市民会館	7月11日(木) 8月 8日(木)	10:00~15:30 10:00~15:30
大野商工会議所	6月27日(木) 7月25日(木) 8月22日(木)	10:00~15:30 10:00~15:30 10:00~15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	6月27日(木) 7月11日(木)・25日(木) 8月8日(木)・22日(木)	10:00~15:00 10:00~15:00 10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間)月~金(平日)8:30~17:15

予約受付  
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)  
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)  
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)